

* * 通所介護 うすいの里 料金目安表 * *

令和4年10月1日 改正

※表中の単位:円

※ 要介護認定の方は利用時間によって基本料金変動し、以下の目安を記載した前提条件は「9時20分～15時30分」としています。

※ 目安額算出における利用日数は月8日としています。

【介護サービス費】

料金項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金(日額)	4,648	5,488	6,336	7,176	8,024
入浴介助加算Ⅱ(日額)	320	320	320	320	320
生活機能連携向上加算Ⅱ(月額)	100	100	100	100	100
個別機能訓練加算Ⅰイ(日額)	448	448	448	448	448
個別機能訓練加算Ⅱ(月額)	20	20	20	20	20
科学的介護推進体制加算(月額)	40	40	40	40	40
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(月額)	20	20	20	20	20
サービス提供体制強化加算Ⅰ(日額)	176	176	176	176	176
介護職員処遇改善加算Ⅰ(目安)	341	390	440	490	540
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(目安)	69	79	90	100	110
介護職員等ベースアップ等加算(目安)	63	73	82	91	101
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【1割負担】	6,245	7,154	8,072	8,981	9,899
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【2割負担】	12,490	14,308	16,144	17,962	19,798
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【3割負担】	18,735	21,462	24,216	26,943	29,697

【総合事業【旧 介護予防通所介護 相当】費】

料金項目	要支援1	要支援2
基本料金(月額)	1,672	3,428
運動器機能向上加算(月額)	225	225
科学的介護推進体制加算(月額)	40	40
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(月額)	20	20
サービス提供体制強化加算Ⅰ(月額)	88	176
介護職員処遇改善加算Ⅰ(目安)	121	229
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(目安)	25	47
介護職員等ベースアップ等加算(目安)	22	43
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【1割負担】	2,213	4,208
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【2割負担】	4,426	8,416
介護サービス費の目安(1ヶ月あたり)【3割負担】	6,639	12,624

※ 飯塚市在住の方は地域区分の適用がある為、目安額の変動)があります。
1割負担の場合、数十円の上乗せとなります。

※ 上記以外の加算(「口腔機能向上加算」等)を算定する場合には、別に加算を算定する為、上記目安とは異なります。

上記以外の加算については別紙料金表をご確認下さい。

【食費(要介護度共通)】

食費は460円/食ですので、 3,680 円となります。

【利用に係る目安額】

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	5,893	8,106	10,319
要支援2	7,888	12,096	16,304
要介護1	9,925	16,170	22,415
要介護2	10,834	17,988	25,142
要介護3	11,752	19,824	27,896
要介護4	12,661	21,642	30,623
要介護5	13,579	23,478	33,377

料金表

通所介護 うすいの里

算定項目		単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	
基本 料金 (1日)	3時間以上 4時間未満	要介護1	368 単位	368 円	736 円	1,104 円
		要介護2	421 単位	421 円	842 円	1,263 円
		要介護3	477 単位	477 円	954 円	1,431 円
		要介護4	530 単位	530 円	1,060 円	1,590 円
		要介護5	585 単位	585 円	1,170 円	1,755 円
	4時間以上 5時間未満	要介護1	386 単位	386 円	772 円	1,158 円
		要介護2	442 単位	442 円	884 円	1,326 円
		要介護3	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円
		要介護4	557 単位	557 円	1,114 円	1,671 円
		要介護5	614 単位	614 円	1,228 円	1,842 円
	5時間以上 6時間未満	要介護1	567 単位	567 円	1,134 円	1,701 円
		要介護2	670 単位	670 円	1,340 円	2,010 円
		要介護3	773 単位	773 円	1,546 円	2,319 円
		要介護4	876 単位	876 円	1,752 円	2,628 円
		要介護5	979 単位	979 円	1,958 円	2,937 円
	6時間以上 7時間未満	要介護1	581 単位	581 円	1,162 円	1,743 円
		要介護2	686 単位	686 円	1,372 円	2,058 円
		要介護3	792 単位	792 円	1,584 円	2,376 円
		要介護4	897 単位	897 円	1,794 円	2,691 円
		要介護5	1,003 単位	1,003 円	2,006 円	3,009 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	655 単位	655 円	1,310 円	1,965 円	
	要介護2	773 単位	773 円	1,546 円	2,319 円	
	要介護3	896 単位	896 円	1,792 円	2,688 円	
	要介護4	1,018 単位	1,018 円	2,036 円	3,054 円	
	要介護5	1,142 単位	1,142 円	2,284 円	3,426 円	
各種 加減算	入浴介助加算 I		40 単位	40 円	80 円	120 円
	個別機能訓練加算 I イ		56 単位	56 円	112 円	168 円
	個別機能訓練加算 II 【月額】		20 単位	20 円	40 円	60 円
	若年性認知症利用者受入加算		60 単位	60 円	120 円	180 円
	生活機能向上連携加算 II 【個別機能訓練 I イ算定時】		100 単位	100 円	200 円	300 円
	栄養改善加算 (月2回、低栄養者のみ算定)		200 単位 (1回)	200 円 (1回)	400 円 (1回)	600 円 (1回)
	口腔機能向上加算 II (月2回、対象者のみ算定)		160 単位 (1回)	160 円 (1回)	320 円 (1回)	480 円 (1回)
	口腔・栄養スクリーニング加算 I (6カ月毎に1回算定、月額)		20 単位	20 円	40 円	60 円
	科学的介護推進体制加算【月額】		40 単位	40 円	80 円	120 円
	サービス提供体制強化加算 I		22 単位	22 円	44 円	66 円

各種 加減算	送迎未実施減算【片道】	-47単位	-47円	-94円	-141円
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	〔基本料金〕＋〔各種加減算〕×5.9%			
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	〔基本料金〕＋〔各種加減算〕【処遇・ベース加算除く】×1.2%			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	〔基本料金〕＋〔各種加減算〕【処遇・特定加算除く】×1.1%			

・要支援者自己負担額【月額】（嘉麻市・桂川町）

算出項目	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
基本料金	要支援1	1,672円	3,344円	5,016円
	要支援2	3,428円	6,856円	10,284円
サービス提供強化加算Ⅰ	要支援1	88円	176円	264円
	要支援2	176円	352円	528円
生活機能向上連携加算Ⅱ 【運動器機能向上加算算定時】	要支援1・2	100円	200円	300円
運動器機能向上加算	要支援1・2	225円	450円	675円
若年性認知症利用者受入加算	要支援1・2	240円	480円	720円

・要支援者自己負担額【月額】（飯塚市）

算出項目	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
基本料金	要支援1	1,695円	3,390円	5,085円
	要支援2	3,475円	6,950円	10,425円
サービス提供強化加算Ⅰ	要支援1	89円	178円	267円
	要支援2	178円	356円	534円
栄養改善加算 (月2回、低栄養者のみ算定)	要支援1・2	202円	404円	606円
口腔機能向上加算Ⅱ (月2回、対象者のみ算定)	要支援1・2	162円	324円	486円
生活機能向上連携加算Ⅱ 【運動器機能向上加算算定時】	要支援1・2	101円	202円	303円
運動器機能向上加算	要支援1・2	228円	456円	684円
若年性認知症利用者受入加算	要支援1・2	243円	486円	729円

(備考)

- ・1割負担に10を掛けて「円」を付けた金額が総合事業の総額となります。
- ・「飯塚市」については地域区分の適用がある為、他保険者と金額が異なります。
- ・契約日の属する月より利用開始となる場合や介護予防短期入所生活介護等の利用がある場合は、基本料金が日割り計算となります。
- ・総合事業において「要介護認定者」と同じ加算項目及び加算料金である場合は記載を省略しています。(例：口腔機能向上加算Ⅱ、科学的介護推進体制加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算)
- ・総合事業においては、入浴介助加算・個別機能訓練加算・送迎未実施減算は適用されません。
- ・上記料金項目以外に、食費(1食あたり460円)が掛かります。
- 又、必要に応じて介護用品費・日常生活費等が掛かる場合があります。